

移動支援のトラブルで団体交渉

大田区にある移動支援のヘルパーステーションで働くAさんが、移動支援中に発達障害のあるお客さんから暴力をうけ、全治2週間の労災をうけた。

労災事故そのものは労災が適応されたが、その後の会社側の対応に納得できずユニオンに加入し、Bヘルパーステーションに対し、慰謝料と損害賠償を求めて団体交渉を申し入れた。

10月9日に第1回の団体交渉がもたれたが、会社側は一切の責任を認めなかった。

10月30日に第2回の団体交渉が行われた。しかし、前回同様に責任を認めず、進展はなかった。

事の経過

移動支援というのは、移動が困難な人に対して、ガイドヘルパーが行う外出の支援サービスです。障がい者等の身体的理由により一人の従業者による介助が困難と認められる場合、例外として2人体制が認められています。

利用者のC君に対しては、これまで、一人で対応してきましたが、7月26日に、担当している支援員Dさんに加えてAさんも同行支援に参加しました。支援の方法としては、本人を刺激しないように10メートル後からついていく形態でした。

8月30日に2度めの同行支援の依頼がありましたが、メインのDさんが風邪で欠勤したため、突然Aさん1人で同行支援を行うことになりました。Aさんはこれまでも、他の利用者の同行支援を問題もなくこなしてきました。しかし、利用者のC君は、過去にかみつくトラブルがあり、要注意の利用者であり、今から考えれば、初めて同然のAさん1人に任せることは無謀としか言いようがありませんでした。

結果、同行支援の途中で、利用者C君の暴力行為が発生し、左目損傷と、押さえつけた時に両手にひっかき傷を無数に負ったのです。

事件は労災で処理し、解決するはずでしたが、会社は責任をAさんに押し付け、謝罪すらせず、わずかの見舞金すらはらわず、誠意のない対応をしました。納得できず、ユニオンに駆け込み会社との話し合いが始まったのです。

今回の問題はメインのDさんが、風邪で欠勤した段階で、経験のある

人を出すべきでした。それができない場合は中止すべきだったのです。

責任者のEさんは、事前に利用者Cさんの同行支援を行う場合の基本的注意（目をあわせない。話かけない）を指示していませんでした。トラブル時の対処についてもアドバイスしていませんでした。それにもかかわらず、話しかけていないのに。「暑いと話かけたら法律にふれるから、Aさんが悪い」と責任を押し付けてきました。



11月のスケジュール

11月	2日	(木)	例会	午後6:30	西蒲田
11月	16日	(木)	運営委員会	6:30	西蒲田
11月	20日	(月)	駅ビラ	午後0:00	JR大森
11月	30日	(木)	学習会	午後6:30	西蒲田
11月	26日	(日)	機関紙	午後1:00	西蒲田
11月	27日	(月)	機関紙	午後1:00	デイベ
11月	9日	(木)	東日興運	午前 11:00	

横浜地裁川崎支部 3階

働く仲間の相談センター

京浜ユニオニス

2017年
11月1日
NO.264

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 0500-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
86555997 京浜ユニオン

Ex-ll keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp http://keihin3762.sakura.ne.jp/

Ex-ll keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp http://keihin3762.sakura.ne.jp/

働く仲間の相談センター

残業時間の上限規制について

現在、政府が次の国会に上程を予定している長時間労働の規制策は、罰則付きで、時間外の上限を「月45時間」「年間360時間」例外として、繁忙期「月最大100時間」「2ヶ月平均80時間」の時間外労働を認めるもの。36協定をむすべば、月60時間年間720時間が可能になる。更に抜け道の休日労働分をプラスすると年間960時間が上限になります。毎日3時間から4時間の残業になります。毎日11時間から12時間働かされることになります。

現行よりはましだとしても、例外の月100時間・80時間は過労死認定のラインです。政府自ら過労死・過労自死の労働災害を招く基準にお墨付きを与えるようなものです！

更に、運送業・建設業・研究開発業務・医師等厚生省が指定するものは**施行後5年間は適用除外**となっており、過労死基準オーバーの時間で働かされることになります。

2015年度の過労死労災認定数は時間外労働時間月8.0～10.0時間未満で105人が死亡。6.0～8.0時間でも11人が亡くなっています。2014年度もそれぞれ105人・20人が亡くなっています。

特に**夜勤交代制労働**では月50時間の残業でも過労死として裁判でも認められています。（08年10月大阪高裁判決）

過労自殺した電通社員の母は「人間の命と健康にかかわるルールにこのような特例が認められていいはずがありません。繁忙期であれば命を落としてもよいのでしょうか」とコメントを出しています。長時間労働が有害なことは、政府も厚生労働省も知っているにもかかわらず、なぜ法律で認めようとするのか！

この政府案は過労死根絶を願う労働者、そして家族を過労死で失った遺族の期待を裏切るものです。

日本労働弁護団は「労働時間の上限を1日10時間週あたり48時間。労働協約による延長を認めるがそれでも1日12時間週5.5時間を限界とする。さらに時間外労働は年間220時間までとする」という提言を出しています。

少しでも労働弁護団の目標に近づけるよう、取り組もう！

F Aユニテッド分会の

『10. 12銀座デモ』に参加

10月12日夜、『銀座デモ』出発の日比谷公園カモメの広場には東部労組、東京労組など、全労協に結集する仲間が続々と集まってきました。全国一般・全労働者組合F Aユニテッド分会の原告団12名の支援の為。その数、およそ400名超。私達、京浜ユニオンも事前に、ユニテッド分会長千田さんの訪問を受け支援を要請されていました。

ユニテッド航空は、ユニテッド、コンチネンタル、コンチネンタルミクロネシア航空が合併した会社です。この合併の過程において25000名の客室乗務員の中で、日本で採用され、日本の労働組合に所属する組合員だけが、合理的な理由もなく解雇されました。現在、裁判、労働委員会、労働運動で不当解雇撤回と原職復帰を求めて闘っています。これはまさに、「日本と組合の差別」です。「日本人という理由で解雇された」とアメリカ大使館前でも、ユニテッド航空の人種差別を指導するよう訴え続けています。

集会は、各労組からの連帯の挨拶を受け、30分後にはデモに出発しました。コースは、日比谷公園中幸門から、東京電力前を通り銀座通りへ。有楽町を過ぎてすぐ右に旋回し、東の方向に真っ直ぐ。仕事を終えて帰宅する人や、飲み屋から出てくる人も多く、その中を「ユニテッド航空は解雇を撤回しろ！」とシュプレヒコールを上げながら進んで行きました。

途中、突然強い雨に降られましたが、ひるむことなく笑顔で突き進む原告の皆さんに、私達も励まされました。





かわら版

Union

2017年11月1日

今月のユニオン行動日程

- 11月1日（水）安倍9条改憲を許さない！安倍政権の退陣を要求する11.1国会開会日行動
場所 衆議院第2議員会館前
時間 12時～13時
- 11月3日（金）安倍9条改憲NO！全国市民アクション
国会包囲大行動
場所 国会議事堂周辺
時間 14時～
- 11月19日（日）9条を変えるな！安倍政権退陣！
11・19総がかり行動
場所 衆議院第2議員会館前
時間 14時～
- 11月29日（水）JAL闘争全国一斉ビラ配り行動
場所 JR品川駅港南口
時間 18時30分より
- 11月9日（木）第9回対東日興運社裁判
場所 横浜地方裁判所川崎支部 第8号法廷
時間 11時～

9月28日年金学習会報告

ポケット労働法を利用して学習会をしようということで、私は「年金について」講師役を買って出ましたが、それは、私が6月からもらい始めた年金(ちなみに、現在63歳)が、なぜその金額になるのか分からない、年金の仕組みが難しい、年金事務所の説明を何度聞いてもなかなか理解できなかったのも、ちょうど良い機会と思い、一から学習しようと思いました。私が現在貰っている年金を例にしながら説明したいと思いました。一回の学習会では説明しきれないので、何回かに分けて報告したいと思います。

学習会のテーマとしたのは、

- ①ズバリあなたの年金はいくら？
- ②現在支給されている年金で生活できますか？
- ③小泉元首相の時、坂口力元厚労相が言っていた「100年安心」の年金は、今どうしちゃったの？
- ④年金をもらいながら働く場合、一定の金額を超えると年金が減額される28万、46万の壁(在職老齢年金)があります。年金が減額されない働き方について。

以上のテーマを持ちながら、年金の初歩から学習したいと思います。

年金の種類は大きく三つに分けられます。

- ① 公的年金→国の年金
国民の最低限の生活を保障するために運営されるもの。
- ② 企業年金→会社が福利厚生として、国の年金の上乗せで行う。会社員が加入。
- ③ 個人年金→国の年金や会社の年金で足りないと思う人が、自分の意思で老後資金を準備するもの。生命保険会社などの金融機関の商品。

年金の仕組みは三つで成り立っています。

- ① 私達が毎月払っている保険料。
 - ② 保険料の積立金の運用益。
 - ③ 税金
- 日本の年金は、将来の支払いのために積み立てておく方式(積立方式)と、その時に必要な年金をその時の若い世代の払う保険料で賄う方式(賦課方式)の両方を取り入れた仕組みになっています。賦課方式は「世代間の助け合い」で成り立っているため、人口構造が変わると資金繰りに大きな影響が出ます。少子高齢化の今、破綻しないよう5年ごとに制度を見直し、もらえなくならないように年金改正を繰り返し、年金財政を運営しています。(松下、続く)

フジ製版全員解雇解決に向け

Iヶ月の座り込みに参加

私は荒川区西日暮里にある富士美術印刷の社前で争議解決の為、抗議の1ヶ月の座り込みに時間の取れる範囲で、仲間と参加しています。

なぜ参加しているかと言えば、解雇した会社と会社を助けた裁判所があまりにひどく、許せないからです。

解雇された労働者は5年目を迎えますが、2012年9月14日、富士美術印刷(フジビ)創業家の1人田中健社長が経営していた子会社「フジ製版」が破産し、全社員を解雇しました。

フジ製版には金融機関への借金がほぼありませんでしたが、社長は社員の未払い給与・退職金など8千万円を踏み倒し、会社を破産させました。

債権の8割以上が労働債権です。経営者は億単位の個人資産をっていますが、何ら責任も取らず、倒産させました。

フジ製版で働いていた労働者のほとんどが、労働組合に加入していました。経営者は組合の責任追及から逃れるために抜き打ち的に会社をつぶして経営責任をまぬがれる「企業破産」で逃げ切りをしました。

フジ製版は富士美術印刷(フジビ)の製版業務を45年間担ってきました。フジ製版は労働者18名を全員解雇し、20年・30年と長年会社に貢献してきた労働者の退職金を踏み倒したのです。

フジ製版にフジビから役員が派遣され、同じ社屋・フロアで、社員は出向等の人事交流がされ、フジビの指揮命令下で働いてきました。

富士美術印刷とフジ製版は一体でした。また、長年値引き強要も行ってきて、フジ製版の経営を悪化させました。

組合員は職場復帰を求め、争議解決の為フジビの社前で、集会やデモ宣伝といった大衆行動で会社に解決を求めています。フジビは日本国憲法で保障された労働組合の権利を踏みにじりました。

しかも、労働組合の行動に対し、組合員個人を標的に2千万円を要求するといった恫喝目的の損賠裁判(スラップ訴訟)を起こしました。

地裁・高裁と最高裁までが、会社の訴えを一部認める不当な判決を出しています。

この判決に対し、多くの労働組合・弁護士団体・学者・新聞などのメディアが憲法違反の判決は認められないと、様々なアクションを起こしています。

裁判所の判決は、組合員の要請行動やこれに伴う言論活動が、憲法21条28条により、組合活動で認められた権利を無視して信用棄損行為であると断じた。

最高裁の第3小法廷は、東京高裁の違憲性と理論上の問題点を不問にし、上告審として憲法判断を行うことから逃げている。これは、最高裁が本来の正しい判決を出さず、今の安倍政権に忖度したと思われてもしかたがない、ひどい判決だ。

この8月22日の最高裁から、違憲判決を容認した「上告棄却・不受理の決定」は決して許してはいけない。

全員解雇から丸5年となる9月14日は、フジビ会長の自宅マンション近隣の公園で決起集会を行い、250名の仲間がデモを行った。ここには、同じく解雇されたJAL争議団、ユニテッドの争議団も参加。韓国からもサンケン労組の仲間2名が参加し大いに力づけられました。

フジビ社前で10月3日から10月31日迄、1ヶ月連続の座り込み突入し、京浜ユニオンからも連帯で参加しています。争議解決の為、皆で支援していこう。(松下)



靖国神社見学記(2)

当日の見学前、事前に南部全労協の藤村さんを招いて見学会に向けての学習会を行いました。資料も用意してもらい、靖国神社は、いつ、何のために作られたのか、主な施設の雰囲気、遊就館では日本の歴史のとらえ方、戦争に向かった理由、戦争中の暮らしや、人々の動き、思いをどう伝えられているのか、また、見学後に参加者がそれぞれの感想を語り合うと内容が深まるなどと、見方・考え方を教えてもらいました。

9月10日当日は好天に恵まれ、京浜ユニオン5名、藤村さん、お互いさまの組合員の方も含め総勢8名の参加となりました。都営新宿線九段下駅改札口に集合し、5分ほどのところに靖国神社があります。住所は千代田区九段北3丁目1の1です。到着して入り口には高さ25メートルある第一鳥居(大鳥居)があり、そのまま進むと、近代日本陸軍の創設者で靖国神社の創建に力を尽くした大村益次郎の大きな銅像が目の前に見えます。神社の中は広く、敷地面積は約9万9千㎡あります。

靖国神社の起源は、1869年に建てた東京招魂社です。明治天皇が国家のために命を落とした人々の霊を慰め、その事績を後世に伝えようと東京九段に創建しました。1879年に靖国神社に改称し、現在に至ります。

靖国神社には、幕末の1853年以後、明治維新、戊辰の役、西南の役、日清戦争、日露戦争、「満洲事変」、「支那事変」、第二次世界大戦で死んだ軍人、従軍看護婦や女学生、学徒動員中に軍需工場で死んだ学徒、軍属、士官、民間の人でも数多く含まれています。日本人として戦って死んだ台湾及び朝鮮半島出身者や、シベリア抑留中に死亡した軍人・軍属、戦争犯罪人として処刑されたABC級の軍人、また、幕末の志士で歴史的に有名な坂本龍馬・吉田松陰・高杉晋作・橋本佐内も祀られています。

本殿は246万6千余柱が祀られています。本殿の周りには、能楽堂・相撲場、楷行文庫(図書館)などがあります。様々な像もあり、母の像、戦没馬慰霊像、鳩魂塔、軍犬慰霊象があります。印象的だったのは、東京裁判でインド代表判事のパール博士顕彰碑がありました。パール博士は裁判官の中でただ一人被告団全員を無罪とする意見書を提出した人です。

また、靖国の境内には約500本の桜があり、多くがソメイヨシノ、山桜の品種です。毎年気象庁の桜の開花宣言は、ここの標本木(ソメイヨシノ)を調べて発表します。(松下、続く)

「サンケン労組のその後と韓国の今」集会報告

10月21日に文京区民センター集会室で「サンケン労組のその後と韓国の今」集会が開かれ、150人が参加した。通訳として関わったので馬耳東風(トランスみたいな)状態となり、覚えていることが多くないが、思い出せる限りで報告する。

前日に元分会長のキム・ウニョンさんと現分会長のオ・ヘジンさんが来日。集会実行委の面々と大久保の韓国料理屋で一杯やりながら日程を確認。

21日の集会では、キム・ウニョンさんが発言し、その通訳をした。

第一に、労組の今。韓国サンケン労組は全員職場復帰し、会社が閉鎖するといっていた工場は操業し、そこで働いている。物量は増えている。火事で焼失した社員食堂は再建されないままなので、近くの食堂で昼食をとっている。臨時の組合事務所は会社が提供した。組合員を不当解雇した社長は、組合員の現職復帰後に自殺した。財閥のLG出身の社長が就任。最初の面会で労組が様々な要求事項を叩き付けたところ、その後話し合いに応じなくなった。今後は労使関係を築きなおす必要がある。他労組との連帯活動と社会活動も取り組んでいる。

第二に、韓国の今。文在寅(ムン・ジェイン)政権は、積りに積もった弊害を取り除く作業に取り組んでいる。李明博・朴槿恵両政権が行った、マスコミ掌握、反対勢力への国家権力ぐるみでの弾圧の実態が暴かれ、責任者が処罰されている。これについては、完遂できることを望み、支持する。

しかし、他方で、米国の圧力がかかる分野つまり軍事・外交分野では、大統領選時の公約を破っている。星州への高高度ミサイル「サード」の配備強制、朝鮮民主主義人民共和国に対する強硬な姿勢がそれだ。これは批判されるべきだ。10月に進歩政党である民衆党が結成された。ローソク革命によって誕生したが、同時に新自由主義を容認する文在寅政権が、そこで示された民衆の意志を実現する点は支持するが、もしも間違った道を歩むことになれば、民衆は再び立ち上がることになるだろう。「北の核・ミサイル」問題で日本は大騒ぎをしているが、韓国はこれまでと全く変わらず、落ち着いている。これはどうしたことか。安倍政権がこの問題を利用していることに憤りを感じる。朝鮮半島と北東アジアの平和、新自由主義を許さないこと等、日本と韓国の民衆にとって共通課題は多い。韓国サンケン労組の闘いが勝利できたのは日本の皆さんの支援があったからこそだ。今後も、日韓の労働者民衆の共同の取り組みを強めていこう――。

22日、実行委と2時間交流。かなり突っ込んだ内容になった。(迫田)

原発事故と病気の増加

放射線の長期的影響は内部被爆によって遺伝子が傷つけられておこります。子どもは大人の10倍、胎児は100倍被害が高いという専門家もいます。

セシウムが体内に入ると筋肉に集まりやすく、特に「心筋」に蓄積して心臓病が増えます。心筋梗塞の実際の治療実績をみると、千葉県では2010年に1447人だったのが、2013年には2604人に増えています。同じく東京では3680人だったのが、5605人に増えています。東北・関東で右肩上がりに増えています。

急性心筋梗塞の年齢調整死亡率の全国平均は10万人に対し、2009年は14.5人。2012年は13.0人と減少傾向にありましたが、福島県では2009年は25.6人。2012年には29.8人に増加しています。

他の病気も増加

慢性リウマチ性心疾患の死亡率は事故の翌年から急増。2010年の3.4人が2014年には5.3人へ。(逆に全国平均は1.9人から1.8人に減少)

大人を含む「甲状腺がんの手術数」は2010年と2013年で比較してみると、九州・沖縄は1.07倍・南関東では1.52倍・北関東は1.83倍・東北2.18倍・福島では2.78倍に増加しています。

特に子どもの甲状腺がんは100万人に1人か2人とわれていましたが、37万人の福島の子供からはガンないしガンの疑いが103名。

他に皮膚がん(1.42倍)脳血管疾患(1.44倍)糖尿病(1.46倍)脳梗塞(1.60倍)

チェルノブイリ法の基準

ウクライナでは、年間1ミリシーベルト以上は「避難の権利」5ミリシーベルト以上は「移住の義務」があることを柱としている。「チェルノブイリ法」は移住の為の費用や医療費などの手厚い補償があります。移住を選んだ住民に対して国は移住先での雇用を探し、住所も提供。引っ越し費用や移住によって失う財産の補償が行われる。

対する日本はどうか。事故前までは年間1ミリシーベルトだったものを、事故後は20ミリシーベルトに変更。補償を停止し、半強制的に帰還させ、見殺しにするも同然の非情な処置に思える。

関東周辺も病気が増加。内部被ばく(食物から)に気をつけよう!

労働と貧困 2017 年 9 月(出所は朝日新聞・東京新聞)

1 日 長野県内の運送会社社員の男性(当時 43)が最長で月 135 時間の残業等で過労死したとして長野労基署が労災認定していたことが判明。

6 日 東京都のゲーム開発会社で「専門業務型」裁量労働制が適用されていた女性について、渋谷労基署が適用無効と残業代支払いの是正勧告。

7 日 国立循環器病研究センターが時間外労働を「月 300 時間」まで可能にする労使協定を結んでいたことが判明。

7 日 介護分野の外国人技能実習生は 6 カ月間働けば日本人の職員と同じ扱いにすることに厚労省が決めた。

12 日 教育に関する OECD の調査結果によると日本の教員の労働時間は最も長いレベルで、労働時間のうち授業にあてる割合は最も低いレベル。

13 日 東京都の建設会社でカンボジア人男性の技能実習生が鬱病を発症した原因はパワハラだったとして立川労基署が 6 月 7 日付労災認定。

14 日 日本郵便の契約社員 3 人が正社員と同じ仕事なのに手当や休暇の制度に格差があるのは労働契約法に違反するとして同社に手当の未払い分計 1500 万円の支払いなどを求めた訴訟の判決で東京地裁は一部の手当や休暇が「不合理な差異に当たる」として計 90 万円の支払いを命じた。

20 日 病院勤務の女性医師の 4 人に 1 人が月 80 時間以上の時間外労働をしていることが日本医師会のアンケートで判明。

29 日 厚労省によると 8 月の有効求人倍率は前月と同じ 1.52 倍。総務省によると 8 月の完全失業率は前月と同じ 2.8%、完全失業者数は 186 万人。

28 日 国税庁によると民間企業で働く給与所得者の 2016 年の平均給与額は 421 万 6000 円(前年比 1 万 2000 円増)。4 年連続上昇。男性の平均は 521 万 1000 円、女性は 279 万 7000 円。正社員の平均給与は 486 万 9000 円、非正規社員は 172 万 1000 円。両者の格差は 12 年以降で最大。